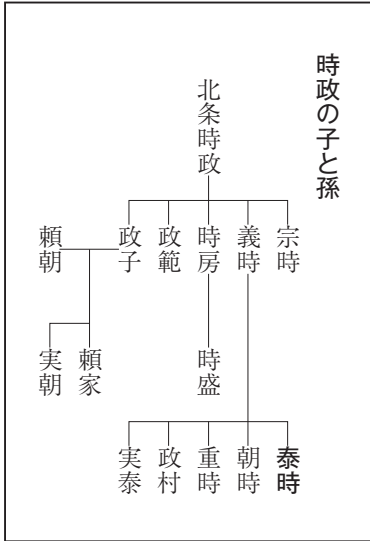


鎌倉北条氏列伝 (二) 北条泰時

長 又 高 夫

祖父時政と父義時との確執

北条泰時は、寿永二(一一八三)年、北条義時の長子として生をうけた。鎌倉幕府体制の基礎を作り上げた執権として名高い北条泰時であったが、その人生は決して順風満帆なものではなかった。それは祖父時政と父義時との確執



に端を発するものであった。祖父時政が、後妻牧ノ方とその間に生れた子供達を溺愛したからである。その為に義時をはじめとする前妻の子供達と折り合いが悪くなり、両者の間の溝は時を追うごとに深まっていった。治承四(一一八〇)年の石橋山の戦いで嫡子宗時(前妻伊東祐親の子)を失っていた時政は、文治五(一一八九)年に牧ノ方との間に政範が生まれると、この子を北条宗家の嫡子にする。政範には、異母兄として宗時と母を同じくする義時(当時二十六歳)や、足立遠元の娘を母とする時房(当時十四歳)

がいたが、時政は前妻の子供達を退け、後妻との間に生まれた幼子を敢えて自分の跡取りにした。これにより義時は庶子家(江間家)の当主となったわけである。したがって泰時は、江間家の長子として成長することとなる。

ところが、舅である時政の狡猾さに、我が子頼家の将来を心配した源頼朝が、時政を警戒しはじめたことが義時に幸いした。頼朝は、時政を牽制する為に義弟義時を側近にして、頼家の妻の一族(比企氏)から正妻を迎えさせ、頼家を守らせようとしたらしい。また頼朝は、義時の長子泰時に対しても自らが烏帽子親となるなど目をかけており、相模国の有力御家人である三浦義村の娘との縁組みを取り持っている。おそらく接するうちに頼朝にも泰時が逸材であることがわかったはずである。しかし、父義時と正妻である比企氏の娘との間に朝時が生まれると、義時はこの朝時を嫡子とする。泰時の母は「官女」とも言われるが、その名も伝わっておらず、次期將軍の姻族である比企氏の娘とは比較にならなかつたからである。

建久十(一一九九)年に頼朝が死去すると、祖父時政は遠慮することなく権力を集中させてゆく。十三人合議制を採用し、若い二代將軍頼家から親裁権を奪ったのを皮切りに、頼家を徐々に追い詰めてゆく。頼家側近の梶原景時や頼家の姻族である比企一族を滅ぼすと、ついに頼家を幽閉し殺害してしまう。そして弟の実朝を三代將軍に据えると、自らは幼い新將軍の政所の別当職に就任し、独裁政治を開始する。時政は相変わらず後妻牧ノ方を寵愛し、義時を遠ざけた。元久元(一二〇四)年に政範が京都で頓死したにも関わらず、時政は義時に宗家を継がせずに、比企氏の遺産を引き継いでいる義時の子、朝時を宗家に迎えようとしたらしい。比企氏が滅亡した際に廢嫡せざるをえなかつた我が子を、その要因を作った実父が養子に迎えようというのだから、義時は怒り心頭に発したはずである。

ついに義時は、牧の方に対し不満を募らせていた姉の政子と結託し、父時政を力づくで引退させると、平賀朝雅、

稲毛重成いなげしげなり 宇都宮頼綱うつのみやよりつなといった、牧ノ方の娘婿達を政治の表舞台から引きずりおろし、義時―政子体制を確立させる。

父義時の政治と承久の乱

父時政が幕政の主導権を握った上でのクーデターであった為、義時への権力移行はスムーズであった。義時は泰時を嫡子とし、朝時を遠ざけた。父時政との確執が朝時との親子関係にも影を落とすことになった。

その後、義時は姉政子の後ろ盾を得て一層の権力集中を図った。自らの郎従の中から功ある者を御家人に準ずる身分にしようと試みたり、諸国守護人の終身在職を止めて定期交代制に改めようとしたのは、そのあらわれであった。

しかし、それを快く思っていなかったのは成長した將軍実朝であった。承元三（一二〇九）年四月になり公卿となった実朝は親裁を行おうと動きはじめた。それを支えたのが幕閣で最長老の侍所別当ましろいじどらつちやう和田義盛であった。侍所別当は御家人を統制する重要なポストであり、特に軍事指揮権や警察権を有していたので、北条氏にとっては油断ならぬ存在であった。義時は和田氏一党を挑発し揺さぶりをかけ、和田一族を追い込み、彼等が我慢しきれずに鎌倉で挙兵すると、その機会に乗じて一族与党を滅ぼしてしまう。これによって義時は侍所別当の地位も手に入れ、軍事指揮権も併せて掌握することになる。またこの和田義盛の乱による論功行賞として義時が山内莊やまのうちのしやう（現在の鎌倉市、横浜、市戸塚区、瀬谷区、藤沢市に跨がる）を手に入れたことは、彼の立場を一層優位なものとした。ここは鎌倉に入る北の玄関口にあたり、ここを押さえておけば、有事の際に鎌倉に迅速に兵力を動員することもできたのである。鎌倉時代を通じて北条宗家が当地を手放さなかつたのもこの為であった。

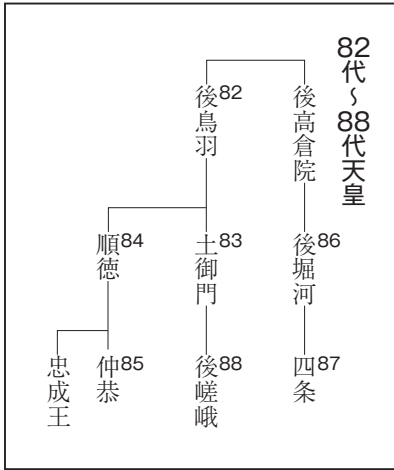
朝廷も義時の実力を認め、この乱の三年後の建保四（一二二六）年には従四位下に叙した。そして翌年五月には右

京きやう権けん大夫たいふ、十二月には陸奥守むつのみかみも兼ねた。この官位は父時政の従五位下遠江守とほとうのみかみを越えるものであり、源氏一門を除いては鎌倉武士として最高の地位を手に入れたことになる。しかし、そうなると親裁をめぐす將軍実朝は、義時をますます疎ましく思いはじめた。それに対して義時は、ついに將軍の交替を画策しはじめる。実朝に子が無いことにかこつけ、姉の政子と相談し、皇族將軍の迎立を図つたらしい。姉政子は上京し、後鳥羽上皇の皇子の一人(坊門信清ぼうもんのみきよの女、実朝の正妻の姉妹の腹に生れた冷泉宮れいぜいのみや頼仁親王よりひとしんのう)を次代の將軍とすべきことの内諾を得た。まだ二十代の実朝には嗣子誕生の可能性を多分に残していたにも関わらず、義時、政子が迅速に動いたのは、やはり將軍の交替を画策していたからであろう。將軍の後任が決まった翌承元元しやうげん(一二〇七)年、鶴岡八幡宮社つるがわかみにおいて、右大臣拝賀の儀式を執り行なつた帰途、將軍実朝は兄頼家の遺子公暁くきやうによって暗殺されてしまう。義時が突如病氣となりこの儀式に参加しなかつたことや、実朝の存在を最も疎ましく思っていたのが義時であつたことから考えれば、直接実行に着手したか否かはわからないが、義時が実朝暗殺計画に関与していた可能性は高い。しかも次期將軍が決定した翌年、それを待つかのように、この暗殺事件は起つている。

実朝の死によつて皇族將軍を直ちに鎌倉に迎えようと朝廷に要請するが、後鳥羽上皇ごとよみは、「将来、日本国を二つに分けることになるようなことを前もつて出来ようか」と述べて、内約を破棄してしまふ〔愚管抄ぐかんせう〕。後鳥羽上皇は、天皇家の血を引くものを傀儡將軍かいらいとした東下させることのリスクを正しく認識していたとも言えよう。鎌倉幕府が動揺し、あわよくは内部崩壊することまでも期待していたかもしれない。しかし幕府側も、伊賀光季いがみつすえと大江親広おほえちかひろの二人を京都守護として特派し、朝廷側の動向を厳しく監視すると共に、弟の時房に千騎の兵とともに上京させ、皇族將軍の東下を再度要請した。だが、後鳥羽上皇は頑かたくにこれを拒んだ為ために幕府側は皇族將軍を断念せざるを得なくなつた。

そこで、代替案として、左大臣九条道家の子で、頼朝の妹の曾孫にあたる当時二歳の頼経を鎌倉将軍に迎えることを試み、これに成功する。源氏の血に繋がっているという点も幕府の首脳陣から高く評価されたはずである。頼経が十三歳となったとき、十五歳年上の頼家の遺子鞠子（竹御所）と結婚したのも、源氏との縁をより強くすることが望まれたからであろう（しかし難産で文暦元（一二三四）年に母子共に亡くなっている。嫡男頼嗣は藤原親能の娘の腹である）。

頼経が鎌倉に下ってから二年後の承久三（一二二二）年五月、後鳥羽上皇は、義時討伐の兵を挙げる。いわゆる承久の乱の勃発である。鎌倉幕府は新体制に動揺しており、北条氏の専横に対して不満を持つ御家人達も少なくないと見た後鳥羽上皇は、北条義時が幼い將軍の名を借り「関東の成敗」と称して天下の政務を乱しているという理由で、義



時討滅を命ずる宣旨、院宣を諸国に発した。この報告を受けた義時は、直ちに遠江・信濃以東の東国十五箇国の武士達を動員し、泰時、朝時等の子供達を大將軍として京へ攻め上らせた。この積極策が成功し、幕府軍は京方の軍勢を撃破する。しかし、天皇に対し弓を引くという行為は朝敵となることを意味するから、さすがに拳兵の際には関東の武士達も戸惑いを見せた。『吾妻鏡』が伝えるように、当初は慎重論を唱える者も少なくなかったはずである。泰時も出兵に躊躇した一人として『承久記』『増鏡』『明恵上人伝記』等には記されているが、父義時に君側の奸を取り除くのが目的であると論され出兵したことになっている。承久の



泰時別邸跡＝巨福礼別居跡（現在の建長寺近辺か？）

乱に際し、大江親広をはじめとする在京御家人や西国を本貫とする御家人の多くが京方についた事は幕府の首脳陣に衝撃を与えたが、結果的には莫大な戦果を得ることが出来た。この乱の戦後処理として没収した京方の貴族・武士達の所領三千箇所と、多くの西国守護職を北条氏に与した東国御家人達に与えることが出来たのである。

また、出家していた後鳥羽上皇の兄、行助法親王（後高倉院）に院政を行わせ、仲恭天皇を廢し、十歳になる行助法親王の子、茂仁（後堀河）を即位させた。即位しなかった親王が院政を行なうのは史上初めてのことであり、世の人々は幕府の権力を思い知ることになる。この乱に関与した後鳥羽、順徳、土御門三上皇を流刑に処し（土御門は罪を問われなかったが、ひとり京都にとどまるのを潔しとせず、みづから幕府へ申し出て流罪となった）、摂政九条道家を罷免した（ただし安貞二年に閑白に返り咲く）。また、莫大な後鳥羽院領は没収され、後高倉院に与えられたが、進退権は幕府が握っていた。承久の

乱の後、幕府は皇位継承者の選定や摂関以下公卿の人事にまで介入するようになり、朝廷を監視下においた。承久の乱以後、都において朝廷の監視、治安維持、京方の所領没収の事務、戦後の所領関係によって生じた公武間の紛争の処理等にあたったのは幕府の出先機関としての六波羅府であり、幕府軍の指揮にあたった泰時と叔父の時房がその長

(六波羅探題)の任についた。当該職在任中に泰時は都の有力貴族や大寺社との折衝の仕方を肌で学んだはずである。承久の乱によって北条義時がこの国の「国主」となったと後に日蓮が評したのも、以上の支配体制を評価したものであった。

なお義時は、子供達に命じて鎌倉へ入る要路に別荘を建てさせているが、これも万一に備え鎌倉の守りを固める防備策であったに違いない(巨福呂坂の外側の山内荘は宗家が支配し、泰時が「巨福礼別居」を設けていたし、朝比奈を超えるた六浦荘は実泰が所領とし、西の極楽寺坂には重時、化粧坂・大仏坂の外側の常磐には政村、名越坂には朝時がそれぞれ別荘を建てている)。

泰時の政治構想

『吾妻鏡』に記されている泰時は、少年の頃より仁慈の人として描かれている。とくに建仁元(一二〇一)年に天変地異が起った際には、災異に無頓着な二代將軍頼家とは対照的に、本領である伊豆国北条へ帰り、民の為に債務破棄の在地徳政をおこなう慈悲深い十九才の泰時を『吾妻鏡』は描いている。当時の社会においては為政者の不徳により災異が発生すると信じられていたので、天変・地異が起ったならば、直ちに攘災の為の徳政を行なうのが為政者の務めであったのである。これは三代で滅びてしまう源家將軍家と以後繁栄する北条家の行く末を暗示させるようなエピソードともなっている。

文武両道に秀で、和歌にも通じた泰時であったから(彼の歌は『新勅撰集』をはじめとする勅撰集にも採択されている)、王朝文化に関心を抱いた三代將軍実朝とは馬が合ったはずである。その事は泰時が、実朝の「学問所番」十八人の中

に選ばれていたことからもうかがえよう。しかし父義時と実朝との確執が深まるなかで、おそらく泰時も実朝とは一定の距離を置いたと思われる。異母弟朝時の廃嫡後、嫡子となった泰時であったが、兄弟も多く、嫡子として不動の地位を手に入れたわけではなかった。父義時は、後妻伊賀朝光の女との間に政村をもうけており、いつ何時、祖父時政の様に、後妻の子に家督を譲りたいと変心するかもしれないからである。実際の所、義時の地位が安泰でなかったことは父義時の急逝により明らかとなる。この折に義時の後妻伊賀朝光の女が、兄の政所執事伊賀光宗と謀つて所生の政村に義時の家督を継がせ、娘婿の藤原実雅を將軍に擁立しようと画策したのである。この陰謀には政村の烏帽子親であった三浦義村も関わっていたらしい。義村の娘は北条泰時に嫁ぎ時氏を生んでいたが、なぜか離別させられており、泰時と義村との関係にはごくしゃくしたものがあったのかもしれない。

しかし、この伊賀氏の陰謀をくい止めたのは伯母の北条政子であった。京の泰時と時房を鎌倉に至急呼び返し、「軍營の御後見として武家の事を執り行うべき」ことを命じたと『吾妻鏡』には記されている。政子が三浦義村を説得したことにより、この陰謀は未然に防がれた。政子と時房の全面的な支援を受けることで、泰時は父義時の跡を継ぐことが出来た。事件は伊賀氏の独断で謀られたこととなり、政村当人や三浦義村の関与は不問に付された。だが、以後泰時は三浦氏と一定の距離をおくようになる。

翌嘉祿元(一二三五)年に泰時の後ろ盾となっていた政子が死去すると泰時は、執権—評定制という新たな政治体制を導入する。この年の末に、七歳の頼経は元服を控えており(翌年頼経は將軍宣下を受け、正五位下征夷大將軍兼右近衛少将となる)、鎌倉將軍をどのように幕政に参与させたらよいのか泰時は頭を悩ませたはずである。わずか二歳で鎌倉の主となった頼経であったから、東下後も將軍宣下は行われずに、頼経に変わり北条政子が幕政を総領してきた。

その政子亡き後、実質的に鎌倉殿となる頼経を泰時がどのようにサポートし、北条宗家の権力を維持してゆくのが泰時にとつての一番の課題であった。実朝將軍のときは、北条家は肉親（外家）として、將軍家の家政を取り仕切ってきたが（公職としては政所別当職として）、源家將軍が途絶えた今、なんらかの転身が必要であった。源家將軍たる頼家、実朝のときでも、成長するに従い、彼等は將軍親裁を試みて、他氏をとりこんで外家である北条氏を牽制しようとしてきた。その歴史を振り返れば、恒常的に將軍権力を押さえ込むシステムを創出することが泰時には必要であったのである。その答えが執権―評定制の採用であった。泰時は、叔父時房とともに「理非決断」職である執権に就任し、十一人からなる評定衆を選任し、両執権と評定衆からなる「評定」会議を幕府の最高機関とした。幕政の重要事項は評定会議で審議されたが、最終的な決断は両執権により為されたのである。重要事項に関しては、両執権と評定衆が審議をつくした上で、両執権が判断を下した。評定衆の意見をとりまとめ、主君たる鎌倉殿に最終判断を仰ぐことが執権本来の役割であった。評定制の先蹤は、祖父時政が二代將軍頼家の親裁を止める為に採用した十三人合議制であったけれども、父義時も、源家將軍が途絶えた段階で、合議制の導入を考えていたのではないだろうか。

源家三代將軍ならびに政子の親裁下では、必要に応じてメンバーを変えながら、將軍もしくは政子臨席の上で合議がなされ、彼等が最終的な判断を下した。しかし新たな執権体制下では、將軍は評定会議から締め出され、執権と評定衆だけで事が決せられた。將軍に対しては、決定事項をまとめた「評定事書」を執権が提出し、報告するだけであった。この執権への権限委譲にともない、実質的に執権が発する下知状が多く用いられるようになる。これまでは、下文の略式文書あるいは代用物として用いられてきた下知状が、以後は、訴訟の裁許、守護不入等の特権付与、紛失安堵等、幅広く用いられるようになった。つまり、下文を中心とする文書体系が、嘉祿元（一二三五）年を境に、下知状

を中心とする文書体系に改められたのである。下文は鎌倉殿の主體的な判断に基づきその家司が発給するもので最も権威ある文書形式であった。これよりのちは所領の宛行と安堵のみ下文でなされるようになる。所領の宛行と安堵に限り下文が用いられたのは、それらが、鎌倉殿と御家人達との主従関係を確認するものであったからであろう。つまり、鎌倉殿の身分的、主従制的支配権には執権と雖もノー・ータツチであることを示す意味があったのではないだろうか。ただし、執権が行う事となった「理非決断」も、所領宛行や安堵と同様に本来は鎌倉殿の親裁事項であり、その権限行使を制限することは容易でなかったはずである。仮に鎌倉殿の後見役と雖も、そのような事を強引に行つたならば、御家人達から反感を買うことは間違いない。そこで泰時は、「執権―評定衆」体制という共和的な政治体制を導入するときを見計らつて、新設された執権への権限委任を鎌倉殿に求め、それを認めさせているのである。政局の安定が求められている時期に、鎌倉殿がまだ七歳の幼少であることが泰時には幸いした。御家人達は、執権を中心とする新体制の導入に同調せざるを得ない空気となつていたのであろう。

新体制の樹立

承久の乱の勝利により、京方の貴族、武士達の所領三千余箇所を没収した幕府は、戦功の恩賞として御家人達を当該所領の新地頭に任命していった。新地頭への任命は鎌倉殿からの新恩給与であった。この結果、全国的に地頭制度が実施されるようになり、鎌倉幕府ははじめて実質的にも全国的政権となつたのである、これによつて御家人達の主君であり、日本国総地頭、日本国総守護である鎌倉殿の社会的役割は一層重要性を増したのである、しかし実際の所、幕政を主導したのは北条氏であり、幼少の鎌倉殿は形式上の首長に過ぎなかつた所に問題を抱えていた。執権―評定



宇都宮辻子御所跡碑 (現宇都宮稲荷神社)

衆制度を導入し、実権を掌握した泰時であったが、鎌倉幕府体制を堅固なものとする為には武家政権の首長としての鎌倉殿の権威を高めておく必要があった。執権が如何に権力を握ろうとも、鎌倉殿あつての執権であり、その逆でないことを泰時は誰よりも認識していたはずである。

たとえば、將軍の新御所の設営と都市機能の整備・拡張は、鎌倉を武家の都として相応しいものに変容させようとするものであった。嘉祿元(一二二五)年に泰時は將軍御所を鶴岡八幡宮の若宮大路横の宇都宮辻子御所に移す。古代以来、外港である六浦と結ぶ北の六浦街道が幹線道であり、そのルート沿いの大倉おおくらに御所が作られていた。ところが

承久元年(一二一九)四月に御所が焼失したのちは再建されず、頼經の東下後は、北条義時亭内に仮御所が設けられ、頼經はそこで政子と同居していた。その御所を泰時は、鶴岡八幡前に移転させた。それにもなつて泰時以下主要御家人達も屋敷を新御所の近隣に移している(泰時の屋敷は御所に隣接した)。鶴岡八幡宮と御所を中心とした政治都市の構築が始められたと評価しえよう。御所移転にともない、平安京をモデルとした土地制度(丈尺制)や行政制度(保制)も導入された。最大幅が三十三mもある若宮大路は將軍を中心に武家が儀式を執り行うハレの場となり京の朱雀大路と



和賀江島碑

同じ役割を担った。また六浦道むつらみちをはじめとして鎌倉にはいる幹線道路を整備し、不便な悪路を切り開いた。そして海路を利用して鎌倉へ物資を搬入するための、港湾みなと(和賀江島わかえじま)も新たに築造された。

鎌倉が新御所へ移ったのにとまない鎌倉大番役だいはんやくも開始された。東国十五箇国の御家人役として輪番でこれを務めさせた。これは従来からの京都大番役(内裏・院御所諸門の警固)を模したもので、鎌倉殿の権威を高める為のものであった事は疑いない。また新御所と若宮大路という新たな祭祀空間が生れたことにより、鎌倉殿を権威付ける武家儀礼も調えられていった。

その後、天皇の「浄」「聖」を守るために平安京で行われていた四角四境祭しかくしきょう、七瀬祓ななせのほひを初めとして、種々の陰陽道祭が鎌倉においても恒常的に行われるようになった。

またこれに関して注目されるのは、承久の乱以後、大仁王会だいにんのうえが鶴岡八幡宮で举行されるようになったことであろう。仁王会は、九世紀以後、最勝会よりも重視された鎮護国家の為の重要な法会であり、とくに天皇即位の際に行う、一代一会の大仁王会は、宮中の諸殿、近京の諸寺、畿内及び七道諸国の国分寺で百の高座を設けて行なう壮麗なものであった。天皇が主催するはずの大仁王会を承久の乱以後、武家もとり行なうようになった事実は鎌倉幕府が単なる軍



鶴岡八幡宮

事権門でなかったことを意味しよう。鎌倉の中心に位置する鶴岡八幡宮は源氏の氏寺から護国を祈る東国の中心的な鎮守へとその姿を変えていた。泰時は、寛元元（一二四三）年に鎌倉への西の玄関口にあたる長谷に大仏殿と共に阿弥陀仏（この時は木造）を造立するが、これもおそらく鶴岡八幡宮を中心とした都市作りと関係するものであったはずである（木造完成の年は、東大寺大仏造立の詔が発せられた天平十五（七四三）年からちようど五百年目の節目にあたった）。阿弥陀如来は八幡神の本地仏（神本来の姿）であり、鶴岡八幡宮の分身として武家の都へ入る西の境界にこの大仏を建立したのである（現在の鎌倉大仏は建長四（一二五二）年に金銅仏として作り直されたものである）。

さて、鎌倉御所での御家人役についてであるが、「大番役」は軍役として御家人の統制機関である侍所の統括する所であった。当時の侍所別当は執権泰時が兼務しており、鎌倉大番役の制度も泰時の発意であったはずである。御所諸門の警固は侍所の職掌であったが、御所内の警固は、頼経が鎌倉へ下向してきた際に、義時によって新設された小侍所の職掌であった。小侍所は、御所への宿営や將軍出行の際の供奉等を管掌するという侍所の職務を特化させる為に侍所から分立されたものであり、初代別当には泰時の異母弟重時（朝時の同母弟）が

任じられていた。ここでは鎌倉大番役が北条氏の監督下で開始されたという点に注目しておきたい。

ただし、泰時は、鎌倉殿に対してはいつも臣下の礼を弁え、奢った所を見せなかった。たとえば『吾妻鏡』には、泰時自らが御所に宿直した際のエピソードを載せている。付き添った家臣が泰時の為に筵を持参したのを見て、ともに宿直する御家人達に聞こえるように、板の間で控えるのが臣下としての礼であると、この従臣を叱責したと『吾妻鏡』は伝えている。公の場において、泰時は他の御家人の手本となるように鎌倉殿に対して臣下の礼を尽くしていた。御所における祭祀や儀式の整備も、君臣関係を視覚化し礼による秩序を作り出すものであった。鎌倉殿の権威を高めながら、反面、鎌倉殿を政務からは遠ざけるといふ所に泰時の政治家的手腕をうかがうことができる。

御成敗式目制定の意味

嘉祿元(一二二五)年に執権―評定衆制度を創出すると、泰時はただちに評定会議の為の裁判規範の制定に着手した。これがすなはち武家法の根幹として後世まで高く評価されることになる『御成敗式目』五十一箇条である。『御成敗式目』の末尾には、評定衆十一名と両執権による起請文が付されており、その文面には評定会議の際には当該規範にもとづき誰に憚ることなく公正に発言すること、また審議を経た結論がたと誤りであっても、評定衆全員で責任を負うことが明記されている。つまり『御成敗式目』は「執権―評定衆」制度の公正さを担保する役割をもつて制定されたのである。しかし、裁判規範が必要となったのは、それだけが理由ではなく、幕府をとりまく大きな状況の変化に対処する必要があるからである。承久の乱によつて後鳥羽上皇軍を打破った幕府は、自らの力で全国の治療維持を図らねばならなかった。乱後すぐに幕府が京都に六波羅探題を設置したのも、朝廷並びに西国を監視する

必要があったからである。承久の乱以前においては、公家側から提訴された事案の審理は朝廷で行われ、その判決の執行を幕府に要請するという手続きが一般的であった。したがって、被告として公家法廷に引き出された御家人達は公家法の法理で裁かれていたと言つてよかつた。ところが、承久の乱の乱以後は圧倒的な軍事力をもつて幕府が政治の主導権を握るようになり、幕府の姿勢に変化が生じるようになる。公家達は、新地頭の非法を力で抑えこむことの出来る幕府へ直接提訴するようになり、幕府も、これに応え、裁判権者として積極的に理非を判断するようになった。そうなるのと公正な裁判を行う為の規範が必要になってくる。これよつて制定されたのが『御成敗式目』であつた。

ただし、裁判権者として土地や所職について理非判断を下す為には、おのおの異なる本所法ほんじよほう（莊園領主による家政運営と莊園支配の爲の法）や、在地の慣習法の実態をまず明かにする必要があるがあつた。訴訟当事者に立証責任を負わせ、当該期より当事者に訴状（原告提出）、陳状（被告弁駁書）の提出を義務づけるようになったのもその為であつた。証文が決め手となるような、このような訴訟を受理する場合に、まず当事者双方に自らの主張に偽りのないことを誓わせる請文うけがきを提出させたのも（文暦二（一二三五）年七月二十八日付追加法七六条）、理非を明らかにせんとする泰時の意欲の表れであろう。これまで朝廷における裁判では、たとい地頭御家人側に理がある場合でも、莊園領主側の主張をくんで地頭御家人側の行為を非法とする判決が下されることが一般的であつたので、ようやく道理に基づいた裁判が行われるようになったとも言えよう。

泰時の法思想を考える上で、特に注目されるのは、当該期より幕府法廷において「和わ与よ状」を取り交わすことで訴訟を終結させる事例が確認できる様になることである。そして裁判権者である幕府はその和与を承認する下知状を当事者に下したのである。「和与」とは権利を譲渡する行為であるので、「和与状」の交換とは、当事者が互いに譲歩し

て争いを止めることを意味した。つまり現在の民法上の「和解」とほぼ同一の効果を生んだのである。

しかし、和解を成立させる為には、裁判権者が在地の慣習等を理解した上で、当事者の主張に耳を傾け、当時の状況から両者が納得しうる「落としどころ」を探さねばならなかったのである。すなわち、これは当時の公家法の言う所の「折中の理」を裁判権者が探し出すことを意味した。「和与状」の交換は、在地社会に秩序を生み出す為の新たなルール作りとも評価出来るものであった。

さて、幕府法廷の裁判規範たる『御成敗式目』とはどのような法典であったのだろうか。現在伝わる『御成敗式目』の写本は、のちに増補編纂されたものであり、原式目の姿は伝えられていない。だが泰時自身がその増補を手がけたと思われるので、おそらく現在の『御成敗式目』の条文構成も、原式目とさほど変わるものではなかったと思われる。全五十一箇条を通してその特徴を挙げるとするならば、実際に解釈・適用する際に不便のないように、裁判の際に争点となる問題をジャンルごとに関類し、抽象的ではなく、具体的な事例によって説明されている所に特徴がある。それは公家法の法書(たとえば『法曹至要抄』や『裁判至要抄』など)と相通するものであり、その影響が伺える。泰時は、執権就任当初から政道興行の為に毎朝一度は「明法の目安」(公家法の法書であろう)を読んだと『吾妻鏡』は伝えるが(元仁元年十二月二日条)、『御成敗式目』を制定する際にも必ずや公家法の法書を参考にしたはずである。

貞永元(一二三二)年当時六波羅探題として在職していた弟の重時に宛てた貞永元年九月十一日付の泰時書状によって、自らが制定した『御成敗式目』を「政の体」に関する規範であるとして、律令法系の「式」典に準ずる法典と位置づけようとしていたことがわかる。地頭御家人達に対しては、武家独自の法典であると宣言しながらも(藤原不比等の律令に比すべき関東の「鴻宝」と称した)、外部に対しては、当時の法概念(律令法学)を用いて、公的組織たる幕

府の「式条」（諸司式に準ずる特別法）であると説明し、それを正当化したのである。

さて、『御成敗式目』の内容であるが、祭祀・仏事に関する禁制・守護・地頭に関する禁制、裁判上の原則、刑事法に関する禁制、所領所職の相論に関する規範、幕府の裁判秩序を維持する為の規範、幕府の身分秩序を維持する為の規範、財物に関する規範等から構成されている。なかでも所領所職の相論に関する規範群を見ると、一般原則的な規範ではなく特殊なケースばかりが列挙されている所に特徴がある。地頭それぞれは個々の荘園領主の定めた本所法にもとづき、所当官物の出納や勸農といった職務を遂行していたから、その職務内容を一律に立法化することなど出来なかつたのである（承久の乱後に新たに置かれた新補地頭には、宣旨にもとづく「新補率法」が適用された）。あくまでも様々なケースに応じた幕府の裁判規範を成文化し立法化することが『御成敗式目』制定の目的であつた。

また、その法理を見ると、道理すなはち儒教的徳治思想に重きを置いてある所に特色がある。なかでも親権、家督権を絶対視したのであるが、それは、承久の乱の際の戦後処理とも密接に関わる問題であつた。たとえば、一族が京方と幕府方に別れて戦つた際には、戦後処理をめぐって所領相論が惹起した。京方に加担したことが明らかになれば、その所領はことごとく幕府に没収されたからである（式目の制定により、事後京方加担が発覚した場合は所領五分の一の没収に止められた）。一族の家督が京方であつたケースなどでは特に混乱が大きく、幕府方についた者が新たな家督として一族をまとめて行かねばならなかつたのである。また、幕府方に一家をあげて加担した場合も、西国の地を恩賞として与えられた場合などは、遠隔地の所領経営については、庶子や郎党などに委ねなければならず、それが経営上は独立したものである以上、家督への求心力が弱まることとなつた。もしそれにより一門の結束が乱れれば、幕府の屋台骨が崩れてゆくことになりかねない。そこで宗家の家督を「惣領」と名づけ、特別な権限を与えたのであ

る。その特別な権限とは、軍事統率権(具体的には平時の京都大番役と鎌倉大番役)と公事徴収権(御家人役としての経済負担)であつた。分割相続とそれにとまなう庶子家の独立が進んだ段階において家督に求心力を持たせる為に創出されたのがいわゆる「惣領制」であつた。泰時は一門の家督に強力な権限を与えることによって、一族を統率させ、御家人社会の秩序を取り戻そうとしたのであろう。

実は、北条宗家自体も家督に権限を集中させる必要があつた。自らが正嫡であると自負する異母弟の朝時は、泰時に反抗していたし、その他の弟達も泰時に従順であるかどうかは未知数であつた。泰時は、公式の場では、叔父時房に対し悌順の礼を示したし、反発する朝時に対しても長弟として両執権に次ぐ地位を与え、家族秩序を重んじた。また、父義時の遺産を配分する際には、弟や妹達に多くを与え、嫡子である自らの相続分を異例な程少なくし気配りを見せた。しかしその反面、家政機関である公文所を整備した上で家令(尾藤景綱)を置き、一族が遵守すべき家法を制定している。泰時はここでも融和を図りながら、統制すべき所は抜け目なく行なつていたのである。

泰時は、神護寺の明恵と在京中に親交を深め、それ以降も心を通わせていたが、それは両者の間に思想的に相通する所があつたからであらう。たとえば両者は共に大義名分を重んじた。明恵はそれを「あるべきやう」と称したが、泰時は、その「あるべきやう」を儒教の「正名」論をもって理解したはずである。封建的な秩序のなかで、支配服従関係にある己の立場を再確認し、その名にふさわしい行動をとることが「正名」であつた。臣下(御家人)としての道理、家督としての道理、父としての道理、子としての道理、兄弟としての道理、妻としての道理、傍輩の道理等を泰時は如何なる場面でも強調した。その思想は『御成敗式目』の法理にも当然の如く反映されている。そして泰時自らも、鎌倉幕府の執権として、あるいは北条宗家の家督として為すべきことを実践したのであつた。

泰時の仁政

仁治三（一二四二）年に泰時が死去した際に、公卿の藤原経光から、堯・舜（徳を以て理想的な仁政を行ったとされる中国古代の理想的な帝王。堯は陶唐氏と舜は有虞氏。）の再誕とまで評されたように、泰時の政治は当時から仁政として賞賛されていた。南北朝時代に南朝の柱石であった北畠親房は、天皇親政を政治上の正道と考え、武家政治を否定していたが、著名な『神皇正統記』の中で、源頼朝と北条泰時の功績は認め、保元・平治の乱以降乱れた世の中が治まったのは、彼らが「徳政」を心がけたからであると褒め称えている。特に泰時に関しては、以下の様に絶賛している。

大方泰時心タゞシク政スナヲニシテ、人ヲハグクミ物ニオゴラズ、公家ノ御コトオモクシ、本所ノワヅラヒヲトドメシカバ、風ノ前ニ塵ナクシテ、天ノ下スナハチシヅマリキ。カクテ年代ヲカサネシコト、ヒトヘニ泰時ガカトゾ申伝ヌル。陪臣トシテ久シク權ヲトルコトハ和漢兩朝ニ先例ナシ。其主タリシ頼朝スラ二世ヲバズギズ。義時イカナル果報ニカ、ハカラザル家業ヲハジメテ、兵馬ノ權ヲトレリシ、タメシマレナルコトニヤ。サレドコトナル才徳ハキコエズ、又大名ノ下にホコル心ヤ有ケン、中ニトセバカリゾアリシ、身マカリシカド、彼泰時アヒツギテ徳政ヲ先トシ、法式ヲカタクス。己ガ分ヲハカルノミナラズ、親族ナラビニアラユル武士マデモイマシメテ、高官位ヲノゾム者ナカリキ、其政次第ノママニオトロヘ、ツキニ減ヌルハ天命ノヲハルスガタナリ。

七代マデタモテルコソ彼ガ余勲ナレバ、恨トコロナシト云ツベシ（『神皇正統記』「後嵯峨院」）

右文の「公家ノ御コトオモクシ、本所ノワヅラヒヲトドメシカバ」とは、前述したように、幕府が公権力として本

所訴訟を積極的に取り扱い、適正な手続きで公平に理非を判断したことをさし示すものである。

また、時に無理難題を要求し、朝廷を困らせていた比叡山や高野山といった大寺院に対しても、泰時は、厳しく対処し、非法があれば強硬な態度でこれに臨んだ。たとえば嘉禎元(一二三五)年から始まった石清水八幡宮と興福寺との紛争に際し、説得に応じず強訴を繰り返す興福寺衆徒に対して泰時は、大和国内の興福寺衆徒知行の莊園に地頭を補置すると共に、大和国に臨時の守護人を置く強硬措置をとり衆徒を屈服させている(このあと大和国守護と地頭は停止される)。

さて泰時の撫民政策(民をいたわる政策)についてであるが、泰時が撫民を心がけ、それを実践したことは『吾妻鏡』等の史料からも明らかとなる。それが単なるパフォーマンスでなかったことは飢饉や災害時の彼の施策を見ればわかる。頼家の代に泰時が在地徳政を行ったことは既に紹介したが、執権就任後に起こった寛喜の大飢饉の際に、彼が行った徳政は特徴的であった。寛喜の大飢饉は、一一八〇年代前半の養和の大飢饉と比較される鎌倉前半期を代表する大飢饉であった。泰時は、窮貧民を救う為に、自らが国務知行権を有する伊豆・駿河両国において、有徳人(富裕な人)に対し出挙米の貸し出しを命じたが、決して彼等に無理強いせずに、その返済を泰時が担保することで在地の有徳人も貧窮民もともに利益を得る方策を実施した。また、幕府は、嘉祿元(一二三五)年には、朝廷と足並みを揃え、私出挙の利一倍と銭出挙の利半倍という利息制限令を施行していたが、債務に苦しむ農民達があとを絶たないのを見ると、幕府独自の政策として、私出挙の利半倍という特別法をさらに制定して窮貧民の救済にあたっている。また何よりも注目されるのは、寛喜の大飢饉の際に泰時が飢饉奴隷を認めた点であろう。朝廷は、飢饉による惨状を前にしても律令法の原則通りに良民の人身売買を認めなかったが、泰時は家族共に餓死せんとする状況をみて、妻子等

の売買を特別に認めている。これによつて窮貧民は妻子等を売ること何とか命を繋ぎとめることが出来たし、売られた妻子等も買徳者のもとで寝食が保証されたのである。建前を論じて困窮せる民を見殺しにすることは人道的にも、また民を撫育する立場にある為政者としても許されるものではないと泰時は考えたのである。また飢饉がおさまると、泰時は債務奴隷となつた妻子等を適正な価格で買い戻すことも認めており、配慮が行き届いている。飢饉の際には、みづからも儉約につとめ、畳、衣裳、烏帽子等の新調を避け、夜は燈火を用いず、昼食を抜くなど粗食に耐えている。

泰時がことのほか撫民を心がけたのは、やはり承久の乱の際に皇室に弓を引いたことの後ろめたさがあつたからに違いない。『明恵上人伝記』には、明恵が泰時に対し、無欲で撫民を心掛けることでしかその罪滅ぼしは出来ないと言つた話を載せるが、臣下が三上皇を配流し、天皇を廃立するということは有史以來初めての出来事であり、道理を重んずる泰時であれば、なおさらのこと心の負い目になつていたはずである。

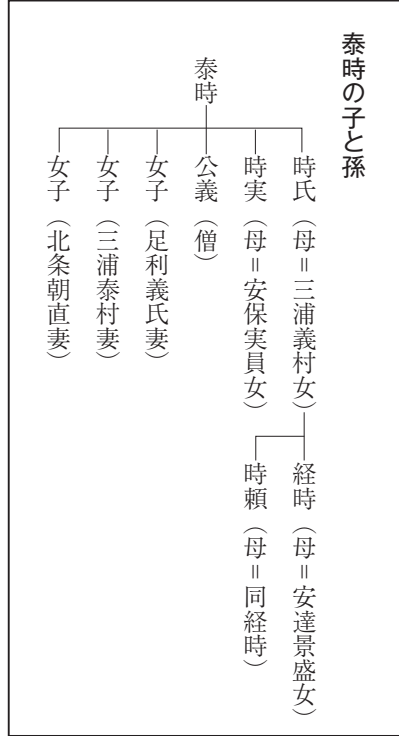
たとえば、慈円が、後鳥羽の行動を我が国の伝統的な歴史観をもつて「神意」に背くものと評し、北畠親房が、「儒教的な正道の原理によつて「天意」に背く行為と評したように、同時代の有識者達も後鳥羽上皇の討幕運動を非難してはいるけれども、幕府が皇室に敵対することの正当性を導き出すことはやはり容易ではなかつたはずである。出兵を躊躇する泰時に対し義時が「今此の君の御代と成りて、国々乱れ所々安からず、上下万人愁を抱かずと云ふことなし、然れども関東の進退の分国計り、聊かこの王難に及ばずして、万民安穩の思ひを成せり。若し御一統あらば禍四海に充ち、煩ひは一天に普くして安き事なく、人民大に愁ふべし。是れ私を存して随ひ申さざるに非ず。天下の人の嘆きに代りて、縦ひ身の冥加尽き命を捨つと云ふ共、痛むべきに非ず。(中略) 君を誤り奉るべきに非ず。申し進むる近臣其の悪行を罰するまでこそあれ」(『明恵上人伝記』)と語つたと伝えられているが、皇室に対する幕府の処分

を正当化する為には、やはり明恵の述べた通り、私事を捨て、万民を安んずる徳政を行うことしかなかったはずである。その事を泰時は十分弁えていたに違いない。

ところが、前述した様な寛喜の大飢饉に繋がる天候異変が安貞元(一二二七)年あたりから顕著となる。その年には、日照りと大雨に見舞われ、関東では台風の直撃も受けてしまう。そしてその二年後の寛喜一(一二三〇)年からは極端な冷夏に端を発する寛喜の大飢饉が起つてしまう。『吾妻鏡』寛喜二年六月十六日条には「当時、関東政途を廃せず、(泰時)武州殊に戦々恐々たり、善を彰し、悪を痺め、身を忘れ、世を救ひたまうの間、天下帰往するのところ、近日時節依違し、陰陽不同之条、直なる事にあらざるか」と記されており、この天変が泰時に相当なダメージを与えたことが伺える。災異は為政者の不徳により発生するものと考えられていたからである。攘災の為に前述した様な徳政を泰時が実施したのも当然であった。

しかも安貞元年の異常気象と連動するように、泰時の身内に相次いで不幸が起つていた。安貞元(一二二七)年六月十八日に、まだ十六歳の次男時実が家人に殺害されると、その二年後の寛喜元(一二二九)年六月十八日には長男の時氏が二十八歳の若さで病死し、八月には三浦泰村に嫁いでいた娘が出産の後母子共に死んでしまった。六月は、承久の乱の際に幕府軍が京方の軍勢を打破り入京した月であり、身内の相次ぐ不幸に泰時のみならず周囲の者達も崇りてはないかと考えたはずである。しかし、周囲からどのような進言があるうとも、泰時は討幕の兵を挙げた後鳥羽上皇等を決して許すことなく厳しい態度で臨んだ。承久の乱で配流された三上皇のうち、土御門上皇は既に亡くなっていたが、後鳥羽、順徳の二上皇については、嘉禎元(一二三五)年に環京運動が起つた。鎌倉將軍の父九条道家からも要請があつたが、泰時は頑なにこれを拒否した。また仁治三(一二四二)年正月に四条天皇が十二歳で急逝し、その皇嗣

泰時の子と孫



というのが泰時の一貫した方針であった。崇りを怖れ、手綱を緩めるようなことは決してしなかった。泰時が干渉した
 ことにより空位期間は十二日間にも及んだ。結果として泰時の推戴した土御門上皇の皇子邦仁王（後嵯峨）が即位し、
 皇嗣の選定すら幕府の同意なくしは行えないことを人々に知らしめたのである。

二人の息子を失った泰時は、長男時実の子経時を自らの後継者に選定した。泰時が亡くなる前年の仁治二（一二四
 一）年六月に、経時が評定衆に任じられたのも、また弱冠十八歳でありながら同年八月に従五位上の位を得たのも、
 泰時の働きかけがあったからであった。この年の十一月、泰時は、屋敷に孫の経時と幕府の主要な人々を呼び寄せ酒
 宴を開いているが、これは後継者である経時に対し、学問を愛し政道の助けとすること、一門の金沢実時を良き補佐
 役とすること等を教え諭す為であった。実時は、まだ十一歳の時に泰時が小侍所別当の重職に抜擢した人物であり（父

実泰の後任として）、泰時がその才智や人柄を高く評価していた人物であった（後に金沢文庫を創設することで有名である）。年齢の近い実時ならば血気盛んな経時をうまく抑えてくれると思ったのであろう。仁治元年に連署である叔父の時房が亡くなった際に泰時が後任の連署を置かなかつたのも後任者が経時の地位を脅かす存在となることを怖れたからであろう。なかでも泰時は異母弟の朝時の存在を特に警戒していた。泰時が亡くなる直前に朝時が突然出家するが、恐らく泰時が圧力をかけたのであろう。泰時に見れば、孫の経時に無事に執権職を譲り渡すことが最後の仕事であった。



北条泰時の墓（常楽寺）

泰時は、仁治二年四月二十七日に発病すると、五月九日に出家して観阿と号し、六月十五日に六十歳の生涯を終える。泰時は父義時を超え、正四位下まで昇進した（義時は従四位上まで昇叙した）。

ところで、泰時が逝去した六月十五日は、奇しくも承久の乱の際に泰時が幕府軍を率いて洛中へ入った日であり、人々は後鳥羽上皇の怨念を噂したはずである。しかし、泰時が逝去した際には、都鄙とひの貴賤が父母を喪つたように悲しんだとも記されており（『百練抄』）、泰時が当時の人々に慕われていたことがうかがえよう。

泰時の政策を振り返って、政治家としての泰時を評価するならば、中庸を重んじたバランス感覚の良い政治家であった

と評価しえよう。承久の乱後の社会の混乱を収束させ、執権を中心とする幕府の新体制を軌道に乗せることが出来たのも泰時の手腕によるところが大きかったのである。

泰時の遺骨は、泰時が夫人の母の追福の為に開創した山之内の粟船御堂あわふねみでう背後の山上に葬られたが、後年この堂が常楽寺へと発展したのにともない、墓塔も本堂背後に移され現在に至っている。

参考文献

石井 進 『日本の歴史7、鎌倉幕府』新装版中公文庫、二〇〇四年（初出一九七四年）

入間田宣夫 『百姓申状と起請文の世界―中世民衆の自立と連帯―』（東京大学出版会、一九八八年）

上横手雅敬 『人物叢書 北条泰時』（吉川弘文館、一九五八年）

同 『日本中世政治史研究』（塙書房、一九七〇年）

奥富敬之 『鎌倉北条一族（新版）』（新人物往来社、二〇〇〇年）

五味克夫 『鎌倉御家人の番役勤仕（二）』（『史学雑誌』第63編第10号、一九五四年）

五味文彦 『吾妻鏡の方法―事実と神話にみる中世』（吉川弘文館、一九九〇年）

近藤成一 『文書様式にみる鎌倉幕府権力の展開―下文の変質―』（『日本古文书学論集5中世1』、一九八六年）

長又高夫 『懸物押書―ノート』（『國學院高等学校紀要』第二十五輯、一九九三年）

同 『御成敗式目』の条文構成について』（『國學院大學日本文化研究所紀要』第九十四輯、二〇〇四年）

同 『御成敗式目』成立の背景―律令法との関係を中心に―』（『國學院大學日本文化研究所紀要』第九十五輯、二〇〇五年）

同 『御成敗式目』編纂試論（林仲夫・新田一郎編『法がうまれるとき』（創文社、二〇〇八年）

同 『北条泰時の政治構想』（『身延山大学東洋文化研究所報』第十五号、二〇一一年）

同 『北条泰時の道理』（『日本歴史』第七七四号、吉川弘文館、二〇一二年）

同 『寛喜飢饉時の北条泰時の撫民政策』（『身延山大学仏教学部紀要』第14号、二〇一四年）

鎌倉北条氏列伝（二） 北条泰時（長文）

佐藤進一 『日本の中世国家』（岩波書店、一九八三年）

高橋慎一郎 『武家の古都、鎌倉』（山川出版社、二〇〇五年）

平泉洗沢注 『明恵上人伝記』（講談社学術文庫、一九八〇年）

仁平義孝 『鎌倉前期幕府政治の特質』（『古文书研究』第31号、一九八九年）

松尾剛次 『中世都市鎌倉の風景』（吉川弘文館、一九九三年）

三山 進 『執権北条泰時』（『鎌倉將軍執権列伝』秋田書店、一九七四年）

安田元久 『人物叢書』北条義時（吉川弘文館、一九六一年）

同 『鎌倉幕府―その実力者たち』（新人物往来社、一九六五年）